

# 船舶所有者の皆様！！

## 労災保険の費用徴収制度をご存じですか！

### 船舶所有者の皆様

平成22年1月1日から船員保険と労災保険が統合されましたが、今回は労災保険の費用徴収制度についてご説明させていただきます。

#### 費用徴収制度のポイント

労災事故が発生した場合に、以下の①から③までのいずれかに該当する場合（労働者災害補償保険法第31条第1項第1～3号）に事業主（船舶所有者）は、給付された保険給付の一定割合を国に別途支払わなければなりません。

- ① **労災保険に加入していない期間中の事故**（保険給付額の40%又は100%）
- ② **労働保険料を滞納している期間中の事故**（給付額の最大40%）
- ③ **事業主（船舶所有者）の責任（故意又は重過失に限る）により労災事故が引き起こされた場合**（保険給付額の30%）

#### 実施時期について

費用徴収制度については船員を雇用している事業主（船舶所有者）に限り、**平成23年1月1日以降**の事故から適用になります。（平成22年1月1日～平成22年12月31日までの事故については適用しません）

#### イメージ図

